

公立大学法人神戸市外国語大学ハラスメントの防止等に関する規程

2007年4月1日

規程第15号

公立大学法人神戸市外国語大学（以下「本学」という。）は、個人の尊厳及び男女平等の精神にのっとり、大学の全構成員が個人として尊重され、ハラスメントのない環境で学習・研究・労働を行う権利を保障する。本学は、いかなる種類のハラスメントも重大な人権侵害であると受け止め、この種の言動に対しては厳しい態度で臨む。

（目的）

第1条 本規程は、本学において修学、就業、教育又は研究上の適正な環境を保護することを目的として、ハラスメントの防止及び解決等に関する必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 本規程は、本学の役員、教職員、学生及び関係者に適用される。また、本学の役員、教職員、学生及び関係者でなくなった場合にも、在学中・在職中に生じた言動については適用される。

(1) 役員とは、理事長、副理事長、理事及び監事をいう。

(2) 教職員とは、本学で教育・研究を行う教員並びに本学に勤務する事務職員、契約職員及び人材派遣職員等をいい、常勤・非常勤を問わない。

(3) 学生とは、大学院生、学部生（学部・第2部）、科目等履修生、研究生、研修生、公開講座の受験生等、本学で教育を受けるすべての者をいう。

(4) 関係者とは、学生の保護者、関係業者、教職員又は学生と職務上、修学上又は研究上の関係を有する者をいう。

2 本規程は、学内・外、授業時間内・外、課外活動時間内・外、勤務時間内・外などいずれにおいて行われたかを問わず適用される。

（定義）

第3条 本規程において、「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるハラスメントの総称をいい、その用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメント

役員、教職員、学生又は関係者が他の役員、教職員、学生又は関係者に対して相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行うことにより修学、就業、教育又は研究上の適正な環境を悪化させることをいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

役員、教職員、学生又は関係者が他の役員、教職員、学生又は関係者に対してその就業上の地位又は権限その他の人間関係等の優位性を不当に利用して研究、教育又は修学上の不適切な言動を行うことにより修学、就業、教育又は研究上の適正な環境を悪化させることをいう。

(3) パワー・ハラスメント

役員、教職員、学生又は関係者が他の役員、教職員、学生又は関係者に対してその就業上の地位又は権限その他の人間関係等の優位性を不当に利用して不適切な言動を行うことにより修学、就業、教育又は研究上の適正な環境を悪化させることをいう。

(4) その他のハラスメント

役員、教職員、学生又は関係者が他の役員、教職員、学生又は関係者に対して上記以外のハラスメント（マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメント、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布等）により人権を侵害して、修学、就業、教育又は研究上の適正な環境を悪化させることをいう。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、法人におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが発生した場合は、迅速かつ的確な対応をしなければならない。

(役員、教職員及び学生の責務)

第5条 役員、教職員及び学生は、お互いの人格を尊重するとともに、自己啓発に努め、誰もがハラスメントのない環境づくりに努めなければならない。

(ハラスメント防止に関する委員会)

第6条 ハラスメントの防止及び問題が発生した場合の解決を図るため、「ハラスメント防止に関する委員会」（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、理事長が任命する学内理事1名及び教職員5名の委員で構成する。ただし、内2名は事務職員とし、委員の半数以上は女性とする。

3 防止委員に欠員が生じた場合は、防止委員会が委員を選出し、理事長が任命する。

4 防止委員会の委員長は、互選で選出する。

5 防止委員会委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

6 防止委員会は、役員、教職員及び学生に対してハラスメント防止のための啓発活動を行わなければならない。

7 防止委員会は、ハラスメントに関する問題が発生した場合の解決を図るために、次の活動を行わなければならない。

(1) 防止委員会は、相談員からの相談報告、または直接ハラスメントにかかる相談・苦情

を受けたときには、事実確認、問題解決および被害者保護にかかる適切な対応を速やかに行わなければならない。

- (2) 防止委員会は、相談者が求めるとき又は防止委員会が必要であると考えるときは、問題解決を図るための調停案を策定させるため、別に定める「ハラスメントに関する調停委員会」（以下「調停委員会」という。）の設置を理事長に求めることができる。
- (3) 防止委員会は、事実確認を行うため、別に定める「ハラスメントに関する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）の設置を理事長に求めることができる。
- (4) 防止委員会は、ハラスメントにかかる相談・苦情について、問題解決もしくは被害者保護のための対応を行った場合には、理事長に対して、その経緯及び結果を報告しなければならない。
- (5) 防止委員会は、相談件数及び相談内容の概要等について、毎年理事会に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 防止委員会に関する庶務は、経営企画グループ総務人事班が行う。

（相談員）

第8条 ハラスメントの相談及び被害を申出る窓口として相談員を置く。

- 2 相談員は、防止委員会が選出し、理事長が任命する教職員若干名とする。
- 3 相談員の氏名、連絡先は学内に公表する。
- 4 相談員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 相談員に欠員が生じた場合は、防止委員会が委員を選出し、理事長が任命する。
- 6 相談員は、相談者の立場に配慮し、相談内容を誠実に受け止めなければならない。
- 7 相談に際しては、相談内容が第三者に見聞きされない場所で行うとともに、相談者の心身の状態等を考慮しつつ、対応に要する時間的余裕の把握に努める。
- 8 相談員は、相談者の同意を得た場合、相談内容を防止委員会に報告する。
- 9 ハラスメントに関する相談は、相談員以外の教職員に行うことができる。この場合において、相談を受けた者は被害を訴えた者の意向を確認の上、防止委員会に報告するものとする。

（研修）

第9条 防止委員会委員及び相談員は、この規程を遵守するための研修を受けるものとする。

（対応措置）

第10条 理事長は、防止委員会からハラスメントにかかる報告を受けた場合、調停成立の有無を問わず、被申立人に対する必要な処置を検討するための委員会を設けることがで

きる。

2 ハラスメントを行った者が役員及び教職員である場合には、懲戒処分等に付されることがある。また、学生の場合には、神戸市外国語大学学則、神戸市外国語大学大学院学則にしたがって処分を行うことがある。

3 ハラスメントを行った者が何らかの処置又は処分を受けた場合、その内容について、必要に応じて申立人に通知するものとする。

(虚偽申立ての禁止)

第11条 役員、教職員及び学生は、ハラスメントについて行われる調査等に誠実に対応するとともに、虚偽の申立て又は証言をしてはならない。

(報復の禁止)

第12条 役員及び教職員は、ハラスメントに関する相談・申立てを行った者及び当該相談・申立てに協力または正当な対応をした者に対して、そのことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない。

(プライバシーの保護)

第13条 役員、防止委員会の委員、相談員、調査委員会の委員、調停委員会の委員、その他相談者及びその相談内容に関する情報を入手した者は、当事者および関係者の人権ならびにプライバシーを保護するため、知り得た情報を他の者に漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、2009年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。